

アワード規程

(目的)

第1条 この規程は、アマチュア局の交信及びSWL（アマチュア局の電波を受信する者をいう。以下同じ。）の受信の実績をJARLが賞するために、申請に基づき発行するアワードの種類と申請要件を定めることを目的とする。

(種類と申請要件)

第2条 JARLが発行するアワードの種類及び申請要件は、別表のとおりとする。

(規約)

第3条 この規程を補う細則及び申請手数料は、アワード規約（以下「規約」という。）に定める。

(特記)

第4条 特定の周波数帯、特定の運用モード（電波の型式の通称をいう。以下同じ。）、特定の移動範囲等によって申請要件を満たした交信（受信）のアワード申請を行う場合には、その内容を申し出により特記することができる。

2 特記する事項と該当するアワードは、規約に定める。

(QSLカード)

第5条 アワードの申請に用いる交信（受信）記録は、申請者が取得したQSLカード（アマチュア局が交信を証明するために発行する書類又は電子データをいう。以下同じ。）を用い、その所持証明は申請者の自己宣誓によるものとする。

2 申請に用いるQSLカードには、当該交信に関して次の事項が記載されていなければならない。

(1) 相手局のコールサイン

(2) 自局のコールサイン

(3) 年月日及び時間

(4) 周波数帯（アマチュア衛星を利用した交信の場合は、アップリンク及びダウンリンクの周波数）

(5) 運用モード又は電波の型式

(6) 相手局の了解度、信号強度、音調等

(7) 自局の運用場所（当該アワードの申請要件に必要な範囲）

(8) アマチュア衛星を利用した交信の場合は、その衛星の名称又は通称

3 JARLは、アワード発行の審査に必要なときは、第1項の定めにかかわらず、申請者から申請に用いるQSLカードの提出を求めることができる。申請者がこの提出に応じなかった場合には、アワードの発行は行わない。

(取り消し)

第6条 JARLは、発行したアワードがこの規程又は規約に違反していることが判明した場合、当該アワードを取り消すことができる。この場合、取り消したアワードの受領者のコール

サイン、氏名及びに取り消しの理由を機関紙等に掲載する。

(臨時アワード)

第7条 JARL は、第2条に掲げるアワード以外に、特定の事業を記念する理由等で、発行期間を限定したアワードを臨時に発行することができる。臨時に発行するアワードの申請要件は別に定める。

(代行申請)

第8条 JARL は、IARU 及び外国のアマチュア無線連盟等で発行するアワードについて、その手続きの一部を代行することができる。

2 JARL は外国のアマチュア無線連盟等で発行するアワードについて、その申請に必要な証明書を発行することができる。

3 第1項及び前項の手数料は規約で定める。

(業務)

第9条 この規程に係る業務は、JARL 事務局において行う。

2 アワードの発行状況は、機関紙等に掲載する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、アワード委員会の審議を経て理事会において行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表

アワードの種類		申請要件	
アマチュア局に発行するアワード	SWLに発行するアワード		
AJD (All Japan Districts Award)	SWL-AJD	日本国内の10コールエリアのアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれのコールエリアのアマチュア局から各1枚得る。	
WAJA (Worked All Japan Prefectures Award)	HAJA (Heard All Japan Prefectures Award)	日本国内の1都1道2府43県のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれの都道府県のアマチュア局から各1枚得る。	
JCC (Japan Century Cities Award) (注2)	JCC-100 ? JCC-800	SWL-JCC-100 ? SWL-JCC-800	日本国内の異なる100市のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれの市のアマチュア局から各1枚得る。 以後、100市単位で800賞まで発行する。
JCG (Japan Century Guns Award) (注2)	JCG-100 ? JCG-500	SWL-JCG-100 ? SWL-JCG-500	日本国内の異なる100郡のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれの郡のアマチュア局から各1枚得る。 以後、100郡単位で500賞まで発行する。
AJA (All Japan Award) (注3)	SWL-AJA	2以上のアマチュアバンド(3.8MHz帯は3.5MHz帯に含まれるものとする。)を使用して、日本国内の異なる市、郡及び区のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、異なる1,000局以上の局からQSLカードを得る。	
50MHz-100	SWL-50MHz-100	50MHzアマチュアバンドにおいて、異なる100局のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれのアマチュア局から各1枚得る。	
144MHz-100	SWL-144MHz-100	144MHzアマチュアバンドにおいて、異なる100局のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれのアマチュア局から各1枚得る。	

430MHz-100		SWL-430MHz-100	430MHzアマチュアバンドにおいて、異なる100局のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれのアマチュア局から各1枚得る。
1,200MHz	1,200MHz-10 1,200MHz-50 1200MHz-100 } 1200MHz-500	SWL- 1,200MHz-50 1200MHz-100 } 1200MHz-500	1,200MHz アマチュアバンドにおいて、異なる 10 局のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSL カードをそれぞれのアマチュア局から各 1 枚得る。 このほか 50 局賞並びに 100 局以後、賞 100 局単位で 500 局賞まで発行する。
2,400MHz	2,400MHz-10 2,400MHz-50 2,400MHz-100 } 2,400MHz-500	SWL- 2,400MHz-10 2,400MHz-50 2,400MHz-100 } 2,400MHz-500	2,400MHz アマチュアバンドにおいて、異なる 10 局のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSL カードをそれぞれのアマチュア局から各 1 枚得る。 このほか 50 局賞並びに 100 局以後、賞 100 局単位で 500 局賞まで発行する。
5,600MHz	5,600MHz-10 5,600MHz-50 5,600MHz-100 } 5,600MHz-500	SWL- 5,600MHz-10 5,600MHz-50 5,600MHz-100 } 5,600MHz-500	5,600MHz アマチュアバンドにおいて、異なる 10 局のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSL カードをそれぞれのアマチュア局から各 1 枚得る。 このほか 50 局賞並びに 100 局以後、賞 100 局単位で 500 局賞まで発行する。
10GHz (10.1, 10.4GHz を含む)	10GHz-10 10GHz-50 10GHz-100 } 10GHz-500	SWL- 10GHz-10 10GHz-50 10GHz-100 } 10GHz-500	10GHz アマチュアバンドにおいて、異なる 10 局のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSL カードをそれぞれのアマチュア局から各 1 枚得る。 このほか 50 局賞並びに 100 局以後、賞 100 局単位で 500 局賞まで発行する。
24GHz	24GHz-10 24GHz-50 24GHz-100 } 24GHz-500	SWL- 24GHz-10 24GHz-50 24GHz-100 } 24GHz-500	24GHz アマチュアバンドにおいて、異なる 10 局のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSL カードをそれぞれのアマチュア局から各 1 枚得る。 このほか 50 局賞並びに 100 局以後、賞 100 局単位で 500 局賞まで発行する。

47GHz	47GHz-10 47GHz-50 47GHz-100 ↳ 47GHz-500	SWL- 47GHz10 47GHz-50 47GHz-100 ↳ 47GHz-500	47GHz アマチュアバンドにおいて、異なる10局のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれのアマチュア局から各1枚得る。 このほか50局賞並びに100局以後、賞100局単位で500局賞まで発行する。
75GHz	75GHz-10 75GHz-50 75GHz-100 ↳ 75GHz-500	SWL- 75GHz-10 75GHz-50 75GHz-100 ↳ 75GHz-500	75GHz アマチュアバンドにおいて、異なる10局のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれのアマチュア局から各1枚得る。 このほか50局賞並びに100局以後、賞100局単位で500局賞まで発行する。
V・U-1,000 (VHF・UHF-1,000) (注4)		SWL- V・U-1,000	50MHz、144MHz、430MHz、1,200MHz、2,400MHz 各アマチュアバンドのすべて若しくはいずれかのバンドを使用して異なる1,000局以上のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれのアマチュア局から各1枚得る。
WACA (Worked All Cities Award)		HACA (Heard All Cities Award)	日本国内の全市のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれの市のアマチュア局から各1枚得る。
WAGA (Worked All Guns Award)		HAGA (Heard All Guns Award)	日本国内の全郡のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれの郡のアマチュア局から各1枚得る。
ADXA (Asian DX Award)		SWL-ADXA	アジア州内の日本を含む30エンティティーのアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれのエンティティーのアマチュア局から各1枚得る。
ADXA-HALF (Asian DX Award Half)		SWL- ADXA-HALF	アジア州内の日本を含む15エンティティーのアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれのエンティティーのアマチュア局から各1枚得る。
WASA (Worked All Squares Award) (注5)	WASA-V・U・SHF	SWL- WASA-V・U・SHF	50MHz 帯以上の各アマチュアバンドおよびアマチュア衛星のすべて若しくはいずれかを使用して、異なるスクエア(グリッド・スクエア・ロケータの最初の4桁で表示したものをいう。以下同じ。)のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、

			異なる 100 局以上のアマチュア局から QSL カードを各 1 枚得る。
	WASA-HF	SWL-WASA-HF	28MHz 帯以下の各アマチュアバンド (3.8MHz 帯は 3.5MHz 帯に含まれるものとする。)のすべて若しくはいずれかを使用して、異なるスクエアのアマチュア局と交信(SWL は受信)し、異なる 100 局以上のアマチュア局から QSL カードを各 1 枚得る。
/		HAC (Heard All Continents Award)	世界の六大州(注6)のアマチュア局を受信し、QSLカードをそれぞれの大州のアマチュア局から各1枚得る。
アマチュア衛星 「ふじ」Award (注 7)		SWL- アマチュア衛星 「ふじ」Award	アマチュア衛星「ふじ」を利用(CW または SSBによるものに限る。)し、異なる 10 局のアマチュア局と交信(SWL はダウンリンクを受信)し、QSL カードをそれぞれのアマチュア局から各 1 枚得る。
JARL Stations Award (注 8)	J 賞	SWL-J 賞	JARL が開設する異なる 5 局と交信 (SWL は受信)し、5 枚の QSL カードを得る。
	A 賞	SWL-A 賞	JARL が開設する異なる 20 局と交信 (SWL は受信)し、20 枚の QSL カードを得る。
	R 賞	SWL-R 賞	JARL が開設する異なる 50 局と交信 (SWL は受信)し、50 枚の QSL カードを得る。
	L 賞	SWL-L 賞	JARL が開設する異なる 100 局と交信 (SWL は受信)し、100 枚の QSL カードを得る。 ただし、10 のコールエリアの QSL カードが各1枚含まれていること
WARC Award (注 9)	10MHz-100		10MHz アマチュアバンドにおいて異なる 100 局と交信し QSL カードを得る。

	18MHz-100	18MHz アマチュアバンドにおいて異なる 100 局と交信し QSL カードを得る。
	24MHz-100	24MHz アマチュアバンドにおいて異なる 100 局と交信し QSL カードを得る。
	WARC-1,000	WARC バンドである 10、18、24MHz の3 アマチュアバンドを使用して異なる 1,000 局と交信し、QSL カードを得る。その後、1,000 局増すごとにステッカーを発行し、10,000 局を達成した場合は、WARC-10,000 を発行する。
WAKU (Worked All KU Award) (注 10)	SWL- WAKU Award	日本国内の政令指定都市の全区のアマチュア局と交信(SWL は受信)し、QSL カードをそれぞれの区のアマチュア局から各1枚得る。なお、東京都 23 の特別区は含まない。

(注 1) QSL カードは、アマチュア局が相互の交信を証明するために発行する書類、または SWL から
の受信報告に対してその報告を確認したことを証明するために発行する書類をいう。

(注 2) JCC および JCG は、申請要件の 100 局を単位としたアワードに対して、追加の 50 局ごとに
ステッカーを発行する。

(注 3) AJA は、1,000 局を超える場合は、その局数に応じてステッカーを発行する。

(注 4) V・U-1,000 のアワードは、1,000 局を単位として発行し、その上限を 10,000 局とする。

(注 5) WASA は、100 局を超える場合は、その局数に応じてステッカーを発行する。

(注 6) 六大州とは、アフリカ州、アジア州、ヨーロッパ州、オセアニア州、北アメリカ州および南ア
メリカ州をいう。

(注 7) アマチュア衛星「ふじ」は次のものとし、発行番号は付さないものとする。

① JAS-1 (ふじ、FO-12、8J1JAS) 打ち上げ年月日：昭和 61 年 8 月 13 日 5 時 45 分 JST

② JAS-1b (ふじ 2 号、FO-20、8J1JBS) 打ち上げ年月日：平成 2 年 2 月 7 日 10 時 33 分 JST

③ JAS-2 (ふじ 3 号、FO-29、8J1JCS) 打ち上げ年月日：平成 8 年 8 月 17 日 10 時 53 分 JST

(注 8) JARL が開設するアマチュア局とは次のものとし、発行番号は付さないものとする。

① JARL の規定に基づく中央局(JA1RL)、地方局(JA2RL~JAφRL)、補助局(JA1YRL, JA2YRL など)、
南極局(8J1RL, 8J1RM)、特別局・特別記念局(8J1HAM)などのほか、JARL 展示室の設置局(JA1YAA)
をいう。

ただし、レピータ局は対象としない。

② ビーコン局(JA1IGY, JA2IGY など)は、SWL の受信のみ有効とする。

③ JARL 以外が開設する「8J」もしくは「8N」のプリフィックスの局は、JARL が開設した局とみ
なす。

④ 同一コールサインの局であっても、運用年や運用場所が異なる場合または、バンドが異なる場
合は、それらの QSL カードは異なる局の QSL カードとみなす。

(注 9) WARC Award は、2002 年 4 月 1 日 00:00JST 以降の交信を有効とし、発行番号は付さないものとする。

(注 10) WAKU は、2010 年 4 月 1 日 00:00JST 以降の交信(受信)を有効とし、発行番号は付さないものとする。